

墨田区立公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>（占有料等）</u> 第12条〔略〕 <u>2 公園を占有するに当たり、付属設備を使用する者からは、当該設備の種別に応じ、1時間につき70円又は1日につき100円を上限として規則で定める使用料を徴収する。</u> <u>3 第1項の占有料及び前項の使用料の徴収方法は、規則の定めるところによる。</u></p>	<p><u>（占有料）</u> 第12条〔略〕 〔新設〕 <u>2 前項の占有料の徴収方法は、規則の定めるところによる。</u></p>

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。